

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定に関する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、二千十年十一月九日に香港で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定（以下「協定」という。）及び二千十年十一月九日に香港で署名された協定の不可分の一部を成す議定書（以下「議定書」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

協定第二十五条1及び議定書7の規定に関し、次の租税に関する情報は、同条の規定に従って交換されることが了解される。

(a) 協定第二条の規定により協定の対象となる租税

(b) 次の日本国の租税

(i) 相続税

(ii) 贈与税

(iii) 消費税

(iv) (i)から(iii)までに掲げる現行の租税に加えて又はこれに代わってこの書簡の署名の日の後に課される租税であつて、(i)から(iii)までに掲げる現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

本官は、更に、この書簡及び前記の了解を中華人民共和国香港特別行政区政府に代わって確認される貴官の返簡が議定書7の規定に基づく両政府間の合意を構成するものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、更に、各政府は、他方の政府に対し、この合意の効力発生のために必要とされる内部手続が完了したことを確認する通告を行うとともに、この合意は、遅い方の通告が受領された日に効力を生じ、次のものについて適用するものとすることを提案する光栄を有します。

(a) 香港特別行政区については、香港特別行政区の租税に関しては、この合意が効力を生ずる日以後に開始

する各賦課年度分のもの

(b) 日本国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この合意が効力を生ずる日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この合意が効力を生ずる日以後に開始する各課税年度所得

(iii) その他の租税に関しては、この合意が効力を生ずる日以後に開始する各課税年度の租税
本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十四年十二月十日に香港で

香港駐在

日本国総領事 野田 仁

中華人民共和国香港特別行政区

金融国庫局長官 K・C・チャン殿

（香港側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、中華人民共和国香港特別行政区政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、更に、この合意が、貴官の提案のとおり、効力を生じ、適用するものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十四年十二月十日に香港で

中華人民共和国香港特別行政区

金融国庫局長官 K・C・チャン

香港駐在

日本国総領事 野田 仁殿